

## (仮称) 葛飾区子どもの権利条例の制定に向けた取組について

子ども・子育て計画担当課

### 1 概要

昨年度より検討を進めてきた子どもの権利を守る仕組みづくりの取組については、これまでの葛飾区子ども・子育て会議にて報告してきたところである。

今後は、区と地域社会と保護者が一体となった子どもの権利を守る仕組みをより確実に実行するため、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の役割や責務、子どもに関する取組の方向性、子どもの権利に関する相談や救済の体制の構築といった内容を明確にした(仮称)葛飾区子どもの権利条例の制定に向けて検討を進めていく。

### 2 条例制定にあたり

(仮称)葛飾区子どもの権利条例の検討にあたっては、子どもの権利条約の理念に基づき、当事者である子どもの意見等をより丁寧に反映した条例の制定を目指していく。

そのため、現在、子どもヒアリング、インターネット等からの意見募集、ワークショップ実施など、子どもからの意見聴取を行うとともに、子どもの支援者等からの意見聴取も行っているところである。

### 3 条例の骨子案

#### (1) 前文

条例を制定する意図を明らかにするとともに、区の決意を宣言する。

#### (2) 総則

総則には本条例の目的及び基本理念等を示す。

#### (3) 子どもの大切な権利について

子どもの大切な権利について定め、その権利が保障されるものであること。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを個別に規定する。

#### (4) 子どもの権利を保障するための役割と責務

区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の役割及び責務について示す。

- (5) 子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進  
子どもに関する取組を推進することや、子どもの意見等の表明や参加に関する事など、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを進めるにあたり必要な項目を示す。
- (6) 相談及び救済について  
子どもの権利について、相談及び救済の体制の構築について示す。

#### 4 条例素案たたき台

別紙のとおり

素案については、現在実施している子どもや支援者等からの意見聴取の結果を踏まえ、意見がより反映されたものとしていく。

#### 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月	子どもや支援者等への意見交換等の実施
6月	条例素案を議会へ報告
6月下旬	パブリックコメント実施
9月	議案の提出
10月	条例施行（予定）

#### （参考資料）昨年度実施のアンケート調査結果

別添のとおり

昨年度、子どもの権利の認知度や課題等の現状把握を目的として、当事者である子ども自身や保護者等に対して、アンケートによる調査を実施した。

## (仮称) 葛飾区子どもの権利条例 (素案たたき台)

前文

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 子どもの大切な権利 (第4条—第8条)

第3章 子どもの権利を保障するための役割と責務 (第9条—第15条)

第4章 子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進 (第16条—  
第23条)

第5章 相談及び救済 (第24条)

第6章 雑則 (第25条)

付則

(前文)

子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。生まれながらに権利を持ち、自分の意志を持って成長していくことができます。

全ての子どもは、命が守られ、差別されることなく、周りの大人からの愛情のもと、学び、遊び、安心して生活することができます。そのために、私たち大人は子どもの思いや意見を聞き、大切に受け止め、一緒に考え、子どもにとって最もよいことを考えていきます。

私たちは、全ての子どもが心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって権利が保障され、幸せで豊かな生活を送ることができる社会を実現しなければなりません。

葛飾区は、児童の権利に関する条約の考えのもとに、子どもの権利を保障し、健やかな成長を支えることを宣言し、この条例を定めます。

## 【趣旨】

大きく分けて3つの構成とした。

○子どもとは何かを明示した。

○子どもの権利とは何かを明示した。

○児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約)の考えのもとに、子どもの権利を守り、子どもの成長を支えることを宣言し、本条例の制定目的について明示した。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を大切に守っていくための基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

### 【趣旨】

葛飾区子ども・子育て支援事業計画の基本理念（子どもの最善の利益が実現される「かつしか」）を踏まえ、条例の制定の目的を明らかにした。

### (言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) 「子ども」とは、葛飾区内（以下「区内」といいます。）に在住し、在学し、又は在勤するなど、区内において生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。
- (2) 「保護者」とは、子どもの親、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- (3) 「区民等」とは、区内に在住し、在学し、又は在勤する人及び区内で活動している団体及び事業所のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、保育所や幼稚園、学校などの、子どもが育ち、学んだり、活動したりするために利用する施設をいいます。

### 【趣旨】

条例における用語の定義を規定した。

- 第1号 「子どもの権利条約」において、子どもの定義が「18歳未満のすべての者をいう」であること、また、こども基本法において、こどもの定義が「心身の発達の過程にある者」であることを踏まえ、「18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人」とした。
- 第2号 さまざまな理由から親に代わり、親としての役割を担う者を「子どもの親に代わり養育する人」とした。
- 第3号 区民以外の、在勤する人や区内で活動する団体、事業所も対象とするため、区民等とした。
- 第4号 子どもが育ち、学び、活動する施設全般を対象とするため、育ち学ぶ施設とした。

(基本理念)

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1) 子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療・教育・生活の支援を受けること。
- (2) 子ども自身が自分の意見、考え及び思い（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、子どもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (3) 子どもに関することが決められ、行われる時において、子どもの最善の利益が優先され、考慮されること。
- (4) 子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

【趣旨】

「子どもの権利条約」の4つの原則を基本理念に位置付けた。

- 第1号 生命、生存及び発達に対する権利（命が守られ成長できること）
- 第2号 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 第3号 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 第4号 差別の禁止（差別のないこと）

## 第2章 子どもの大切な権利

(大切な権利)

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」ともいいます。）の考えに基づき、生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

- 2 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利も大切にします。

【趣旨】

第2章全体として「子どもの権利条約」の4つの柱を軸に、具体的に権利を明示した。そのうち、第4条は第2章の考え方を示すとともに、自分以外の人の権利を大切にすることを明示した。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるため、次に掲げる権利が守られます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 安心・安全な環境の下で、生活できること。
- (3) 愛情を持って理解され、育つこと。
- (4) 健康に配慮され、適正な医療が受けられること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 身体的、精神的な暴力や虐待などを受けないこと。
- (7) 放置されないこと。

**【趣旨】**

「子どもの権利条約」4つの柱のうち、生きる権利(住む場所や食べ物があり、医療が受けられるなど、命が守られる)について、具体的に明示した。

(のびのび育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと育つため、次に掲げる権利が守られます。

- (1) よく学び、遊び、休むこと。
- (2) スポーツや芸術などの活動に参加すること。
- (3) 一人一人の個性や特性が理解され、尊重されること。
- (4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

**【趣旨】**

「子どもの権利条約」4つの柱のうち、育つ権利(勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる)について、具体的に明示した。

(守られる権利)

第7条 子どもは、安全な環境の下で生活できるよう、次に掲げる権利が守られます。

- (1) あらゆる権利の侵害から守られること。
- (2) 暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
- (3) 育つことが妨害される状況から保護されること。

**【趣旨】**

「子どもの権利条約」4つの柱のうち、守られる権利(紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる)について、具体的に明示した。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分に関わることに主体的に参加するため、次に掲げる権利が守られます。

- (1) 意見等を表明する機会が設けられること。
- (2) 自分の意見等が大切に受け止められ、尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。

【趣旨】

「子どもの権利条約」4つの柱のうち、参加する権利（自由に意見を表したり団体を作ったりできる）について、具体的に明示した。

### 第3章 子どもの権利を保障するための役割と責務

(区の役割)

第9条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとします。

2 区は、子どもの権利の保障について、保護者、区民等や育ち学ぶ施設と協働し、及び連携し、その活動を支援するものとします。

【趣旨】

区が、子どもに対して果たす基本的責務と、責務を果たす際に互いに協力していく必要性について明示した。

子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進については、第4章の第16条（子どもに関する施策の推進）以降にて、より詳細に明示した。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、家庭が子どもの健やかな成長のために大切な場であることや、子どもの養育と成長に責任があることを認識し、子どもの権利を保障するとともに、必要な支援を受けながら、子どもが健やかに成長できるよう努めます。

【趣旨】

保護者が、子どもに対して果たす基本的責務について明示した。

子どもの養育にあたり、必要な支援を受けることができることも明示した。

(区民等の役割)

第11条 区民等は、子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を保障するよう努めます。

- 2 区民等は、地域社会が子どもの成長に重要な役割を持っていることを認識し、子どもが健やかに育ち、安心して過ごすことができるよう、必要な支援を受けながら、地域社会全体で子どもを見守り支援するよう努めます。

【趣旨】

区民等が、子どもに対して果たす基本的責務について明示した。

子どもの権利について理解し、地域社会において、子どもの権利を保障しながら、子どもを見守り支援することについて明示した。

(育ち学ぶ施設の役割)

第12条 育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めます。

- 2 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設が子どもの成長に重要な役割を持っていることを認識し、子どもが自分で考え、学び、活動できるよう、区や区民等と協働し、及び連携し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めます。

【趣旨】

育ち学ぶ施設が、子どもに対して果たす基本的責務について明示した。

育ち学ぶ施設の活動において、子どもの権利を保障することや、区や区民等と協働及び連携して子どもの育ちを支援することについて明示した。

(家庭における権利の保障)

第13条 保護者は、家庭において子どもの健やかな成長のため、特に次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

- (1) 安心・安全な環境の下で、愛情を受けて育つこと。
- (2) 子どもの成長や発達に応じ、意見の尊重、最善の利益が考慮されること。
- (3) 個人として尊重され、個人の秘密が守られること。

【趣旨】

家庭において保障されるべき子どもの権利について、安心して生きる権利(第5条)を中心に具体的に明示した。



(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第14条 育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの健やかな成長のため、特に次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

- (1) 安心・安全な環境の下で、よく学び、遊び、育つこと。
- (2) 一人一人の個性や特性が尊重され、プライバシーが守られること。
- (3) あらゆる差別を受けないこと。

**【趣旨】**

育ち学ぶ施設において保障されるべき子どもの権利について、のびのび育つ権利(第6条)を中心に具体的に明示した。

(地域社会における権利の保障)

第15条 区民等は、地域社会において子どもの健やかな成長のため、特に次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。

- (1) 安心・安全な環境の下で、見守られながら育つこと。
- (2) 学び、遊び、休むために、1人でも集団でも利用できる場所があること。

**【趣旨】**

地域社会において保障されるべき子どもの権利について、安心して生きる権利(第5条)、のびのび育つ権利(第6条)から具体的に明示した。

#### 第4章 子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

(子どもに関する施策の推進)

第16条 区は、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協働し、及び連携し、子どもの視点を大切にしながら、子どもに関する施策を推進するよう努めます。

**【趣旨】**

区が子どもに関する施策を行う際には、それぞれの立場の方と協働・連携し、子どもの視点を大切にしながら、施策の推進に努めることについて明示した。具体的な内容については、以下、第17条から第23条において明示した。

(子どもの育ちの支援)

第17条 区は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、子どもの個性を大切にしながら、その可能性を最大限に伸ばすことができる環境の整備に努めます。

2 区、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもや保護者がいつでも安心して相談ができる場を作り、及びその支援をするよう努めます。

**【趣旨】**

環境の整備や相談場所の確保などを通じて、区が子どもの健やかな育ちを支援することについて明示した。

(子育て家庭の支援)

第18条 区は、保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができ、その責務を果たせるよう必要な支援に努めます。

2 区及び育ち学ぶ施設は、特別な支援や配慮を必要とする子ども及び家庭に対し、安心して暮らすことができるよう必要な支援に努めます。

**【趣旨】**

すべての子育て家庭が安心して暮らすことができるよう、区が子育て家庭への支援を行うことについて明示した。

(子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり)

第19条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもがありのままの自分でいられて、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。

2 区は、居場所づくりのための活動を行う区民等及び育ち学ぶ施設との連携を図り、その活動に対して支援に努めます。

**【趣旨】**

すべての子どもたちが自分の居場所をどこかに持っている状況となるよう、それぞれの立場で居場所づくりに努めることや、区が居場所づくりを行う区民等や育ち学ぶ施設への支援を行うことについて明示した。

(虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止)

第20条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもが虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けることなく、安心して健やかに成長することができるよう努めます。

2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもに対する虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止と早期発見に努めるものとします。

3 区は、権利侵害を受けた子どもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとします。

**【趣旨】**

子どもが権利侵害を受けることがないように、それぞれの立場で防止に努めることや、救済にあたって互いに連携することについて明示した。

また、虐待、体罰、いじめは、子どもからみた権利侵害の代表例であると考え、主な権利侵害の内容として明示した。

(貧困の防止)

第21条 区は、すべての子どもが健やかに成長できるよう、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と連携し、子どもの貧困の防止に取り組むよう努めます。

**【趣旨】**

子どもの健やかな成長のため、それぞれの立場で連携し、子どもの貧困防止に努めることについて明示した。

(子どもの意見等の表明や参加する機会)

第22条 区は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが自分の意見等を表明したり、参加することができるよう、子どもの背景や状況に配慮した、子どもの参画の機会を確保するよう努めます。

2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見等の表明に対し、意見等を受け止め、子どもにとってより良い方法をともに考えるよう努めます。

3 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見等の表明や参加を促進するため、子どもがその大切さや方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めます。

**【趣旨】**

第8条で保障する「参加する権利」を実現するため、区が子どもの自由な意見等の表明、参加できる機会や活動の確保・充実を図ることについて明示した。

また、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が、子どもからの意見等を受け止め、子どもにとってより良い方法を一緒に考えること、子どもの意見等の表明や参加促進に努めることについて明示した。

(広報・啓発)

第23条 区は、子どもの権利について、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に理解してもらおうよう、広報及び啓発に努めます。

2 区は、家庭、育ち学ぶ施設や地域などで、子どもが権利について学び、自分だけでなく自分以外の人の権利も大切にできるよう、必要な支援に努めます。

**【趣旨】**

区全体で子どもの権利を守るため、区全体に本条例や子どもの権利について知ってもらうことが必要不可欠であることから、広報・周知に努めることについて明示した。

## 第5章 相談と救済

(子どもの権利を守るための取組)

第24条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの権利が守られていない状態について早期に発見し、互いに協力及び連携して、権利が守られていない状態からの回復のための支援に努めます。

2 区は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合などにおいて、適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制の構築その他の必要な取組を行うよう努めます。

### 【趣旨】

子どもの権利侵害の救済において、それぞれの立場で互いに協力・連携して回復に努めることや、権利侵害からの救済を図るための体制の構築などに努めることについて明示した。

## 第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要なことは、区長が別に定めます。

### 【趣旨】

本条例の施行に関し必要な事項を、区長が規則や要綱等により別に定めることについて明示した。

付則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行します。

### 【趣旨】

本条例の施行期日を定めることについて明示した。

## 子どもの権利アンケート（子ども向け）結果報告書

- 【目 的】 子どもの権利を守る仕組みづくりを検討するにあたり、子どもの意見を聴くため、実施したもの
- 【対 象 者】 区立小学校に在籍する小学校1年生から5年生（ヒアリングアンケート）  
区立小中学校に在籍する小学校6年生から中学校3年生（アンケート）  
区内の私立中学校に在籍する中学校1年生から3年生まで（アンケート）
- 【実施期間】 令和4年9月から12月まで
- 【回 答 数】 5,170件（内訳は回答者の属性を参照）

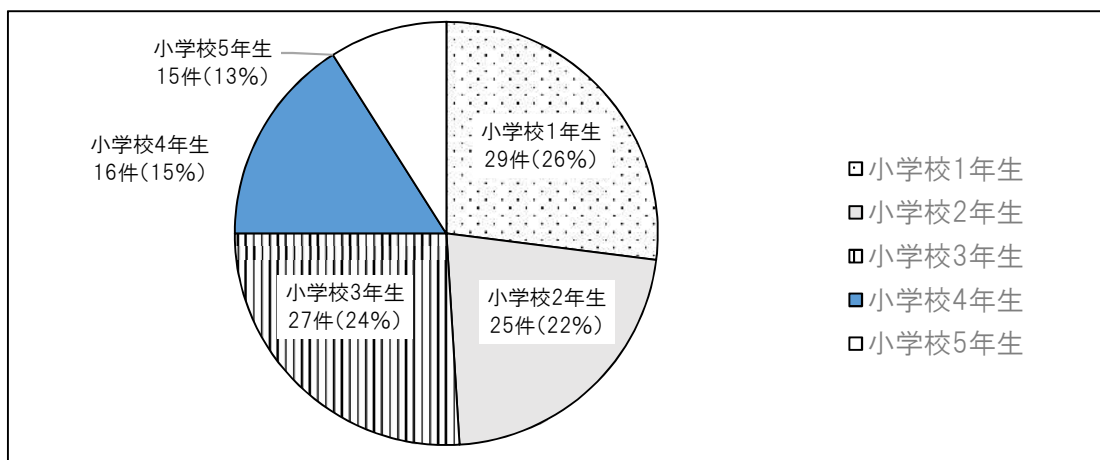
### 〈 設問一覧 〉

回答者の属性（学年別）	P 2
1. 子どもの権利 認知度について	P 3
2. 子どもの権利において、大切だと思うこと	P 4
3. 自分自身について	P 5
4. 居場所について	P 6
5. なやみや困りごとの有無	P 7
（1）内容について	P 8, 9
6. 相談できる相手の有無	P 10
（1）相談できる人が「いる」と回答 相談できる人はだれか	P 11
（2）相談できる人が「いない」または「どちらともいえない」と回答 相談先で知っているところについて	P 12
7. 相談しやすい手段について	P 13

## 《 回答者の属性（学年別）》

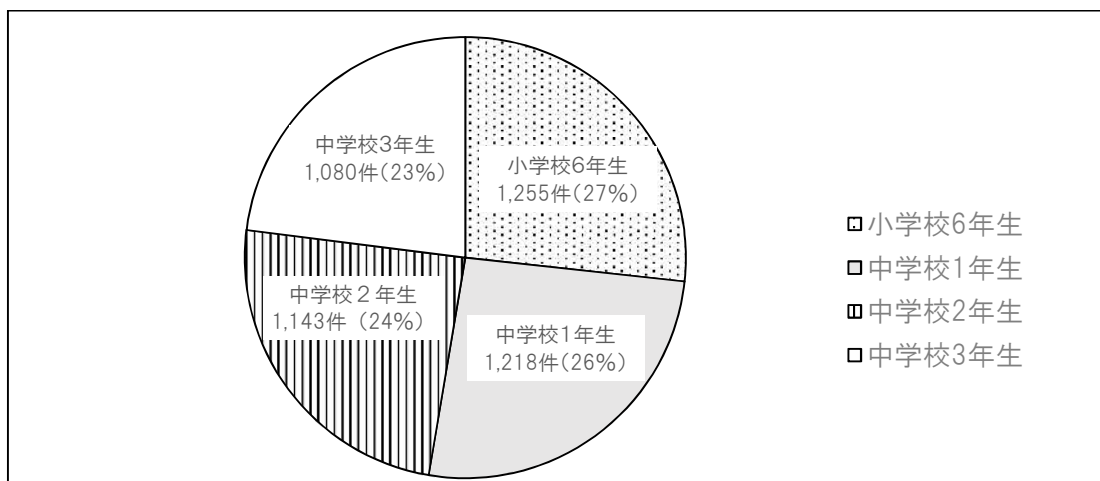
(1) 子どもヒアリングアンケート（小学校1年生から5年生）

回答人数：112名

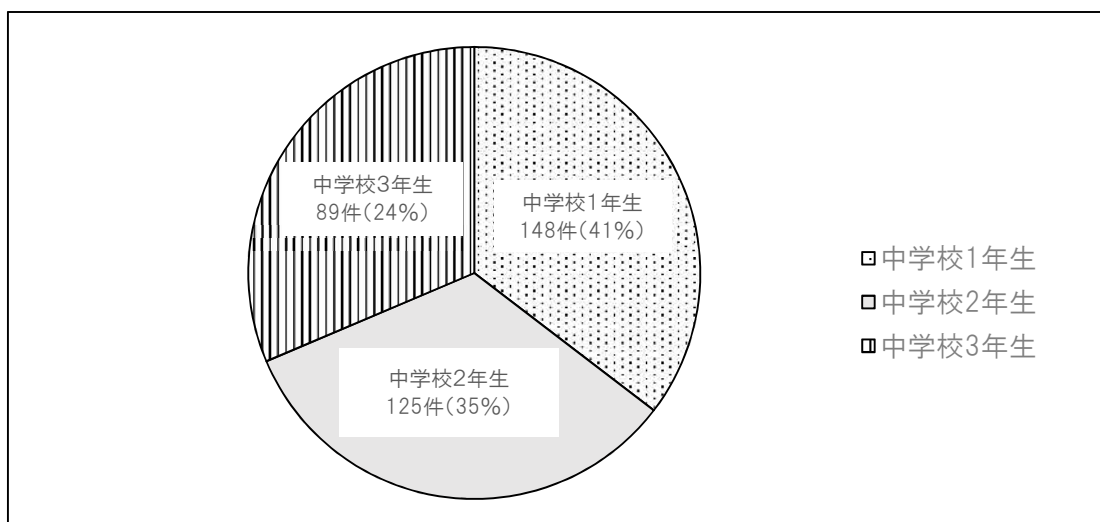


(2) 区立小中学校向けアンケート（小学校6年生から中学校3年生）

回答人数：4,696名



(3) 区内私立中学校向けアンケート（中学校1年生から3年生） 回答人数：362名



## 1. 子どもの権利 認知度について

問1 すべての子どもには、守られて育つことや自分の意見を自由に発言するなど、ありのままの自分で生きるために大切な「子どもの権利」があります。  
こうした「子どもの権利」があることは知っていましたか？

〈 選択肢 〉

知っている

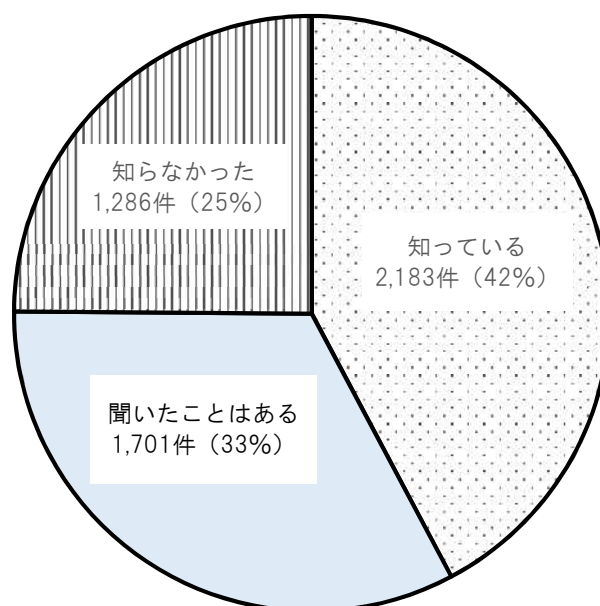
聞いたことはある

知らなかった

《 回答結果 》

回答件数：5, 170件

「子どもの権利」があることを知っていましたか



知っている 聞いたことはある 知らなかった



## 2. 子どもの権利において、大切だと思うこと

問2 「子どもの権利」には、具体的に次のようなものがあります。

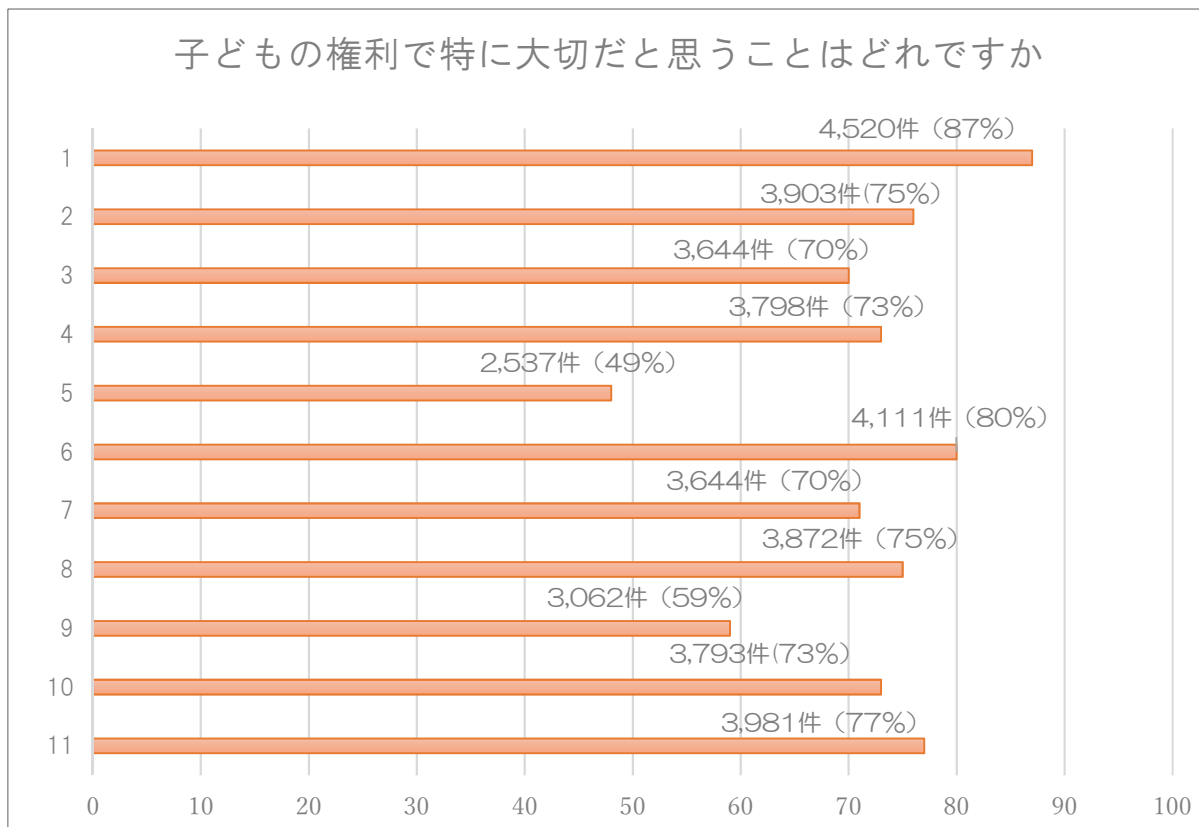
特に大切だと思う項目について、教えてください。（いくつでも可）

〈選択肢〉

1. 安心して生活できること
2. 病院へ行くなど、健康を守ってもらえること
3. 自分の意見が自由に発言でき、聞いてもらうこと
4. 自分が学びたいことを学び、十分な教育を受け、成長していくこと
5. スポーツや芸術などの活動に参加すること
6. 差別されないこと
7. 悪口を言われず、仲間はずれにされないこと
8. 暴力やひどいことから守られること
9. 周りの大人が、子どもの立場に立ち、より良い方法を考えてくれること
10. 自分が落ち着く居場所（いばしょ）があること
11. 戦争に巻き込まれず、平和に生活すること

《 回答結果 》

回答人数：5, 170名



### 3. 自分自身について

問3 あなたは普段、ありのままの自分で過ごせていると思いますか。

〈 選択肢 〉

そう思う

まあ思う

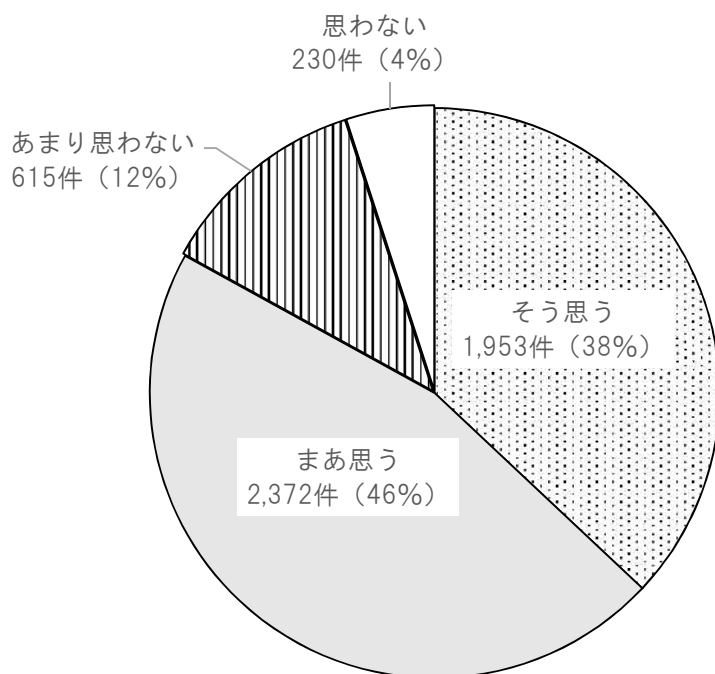
あまり思わない

思わない

《 回答結果 》

回答件数：5, 170件

ありのままの自分で過ごせていると思いますか



そう思う  まあ思う  あまり思わない  思わない

#### 4. 居場所について

問4 あなたが落ち着く場所や好きな場所はどこですか。(いくつでも可)

〈 選択肢 〉

家庭（リビングなど）

自分の部屋

学校

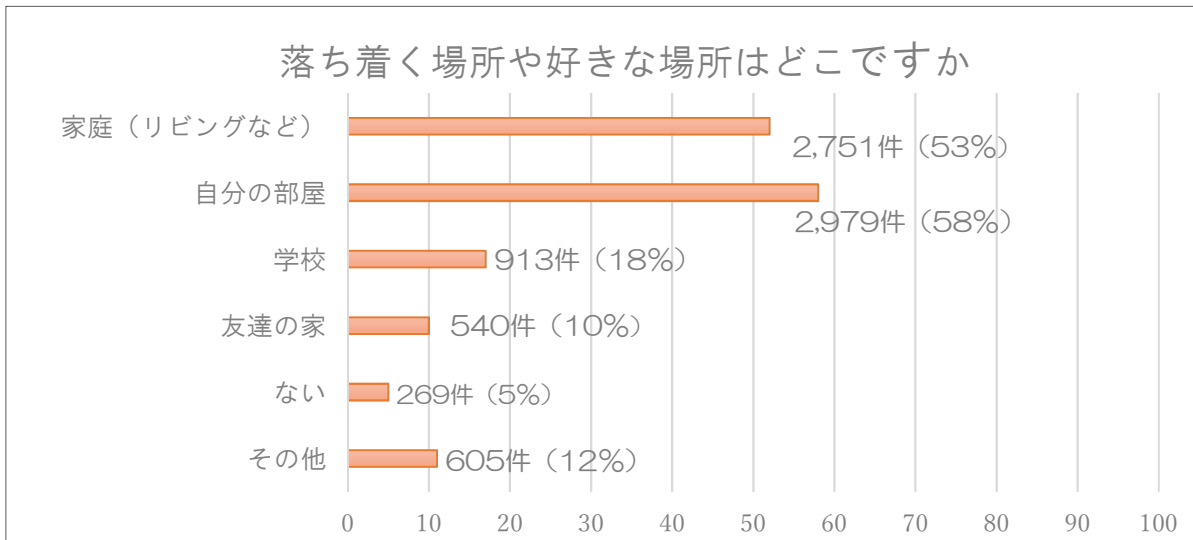
友達の家

ない

その他

《 回答結果 》

回答人数：5,170名



【 その他の回答 】 複数回答のみ記載

- ・ 祖父母の家
- ・ 寝室、布団の中
- ・ トイレ
- ・ お風呂
- ・ グランドの上、部室、サッカークラブ
- ・ 塾、塾の自習室
- ・ 図書館
- ・ 1人でいられる場所
- ・ 公園
- ・ 児童館
- ・ 外、近くの土手
- ・ 本屋
- ・ 習い事の場所
- ・ 自然に囲まれた場所
- ・ 友達と一緒にいられる場所
- ・ 音楽が聴けるところ、音楽室

5. なやみや困りごとの有無

問5 今、なやんでいることや困っていることはありますか。

〈 選択肢 〉

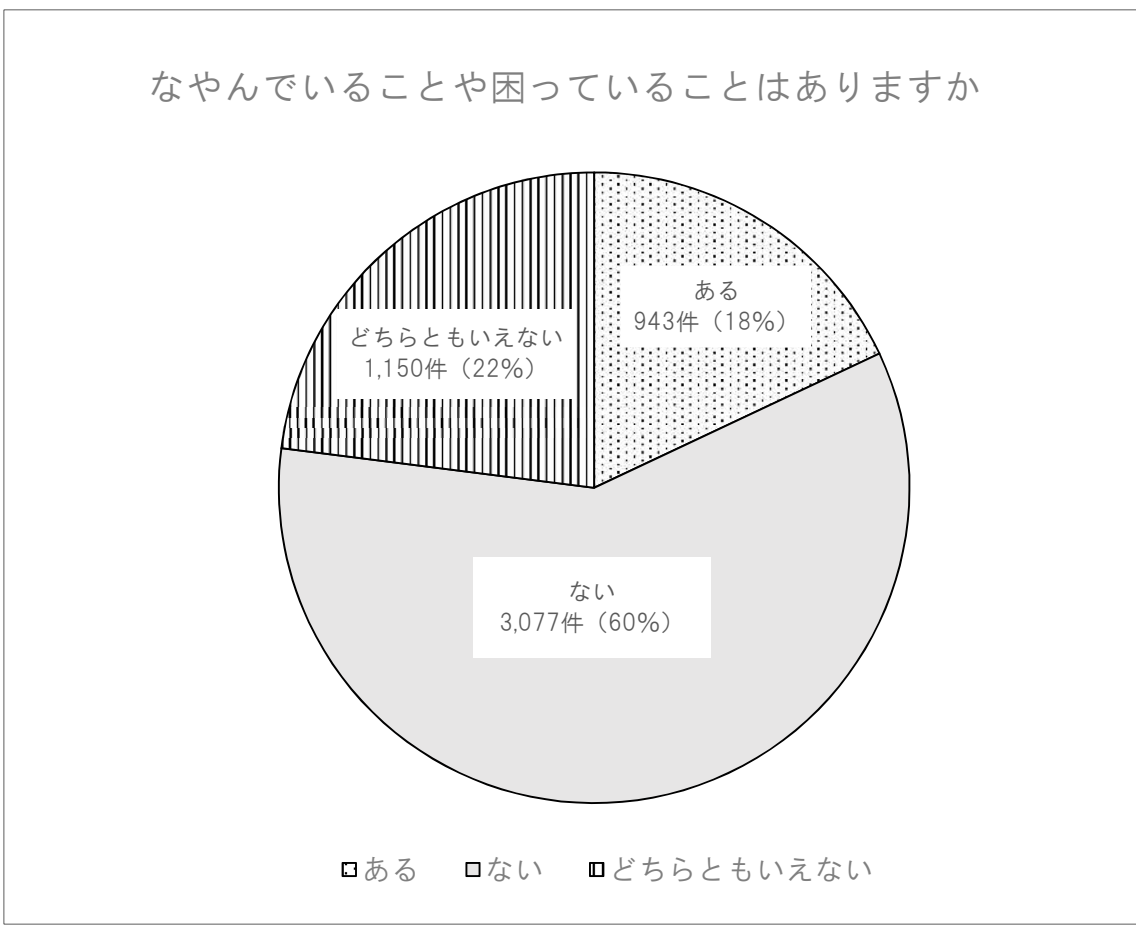
ある

ない

どちらともいえない

《 回答結果 》

回答件数：5, 170件



5 (1) なやみや困りごとの内容について

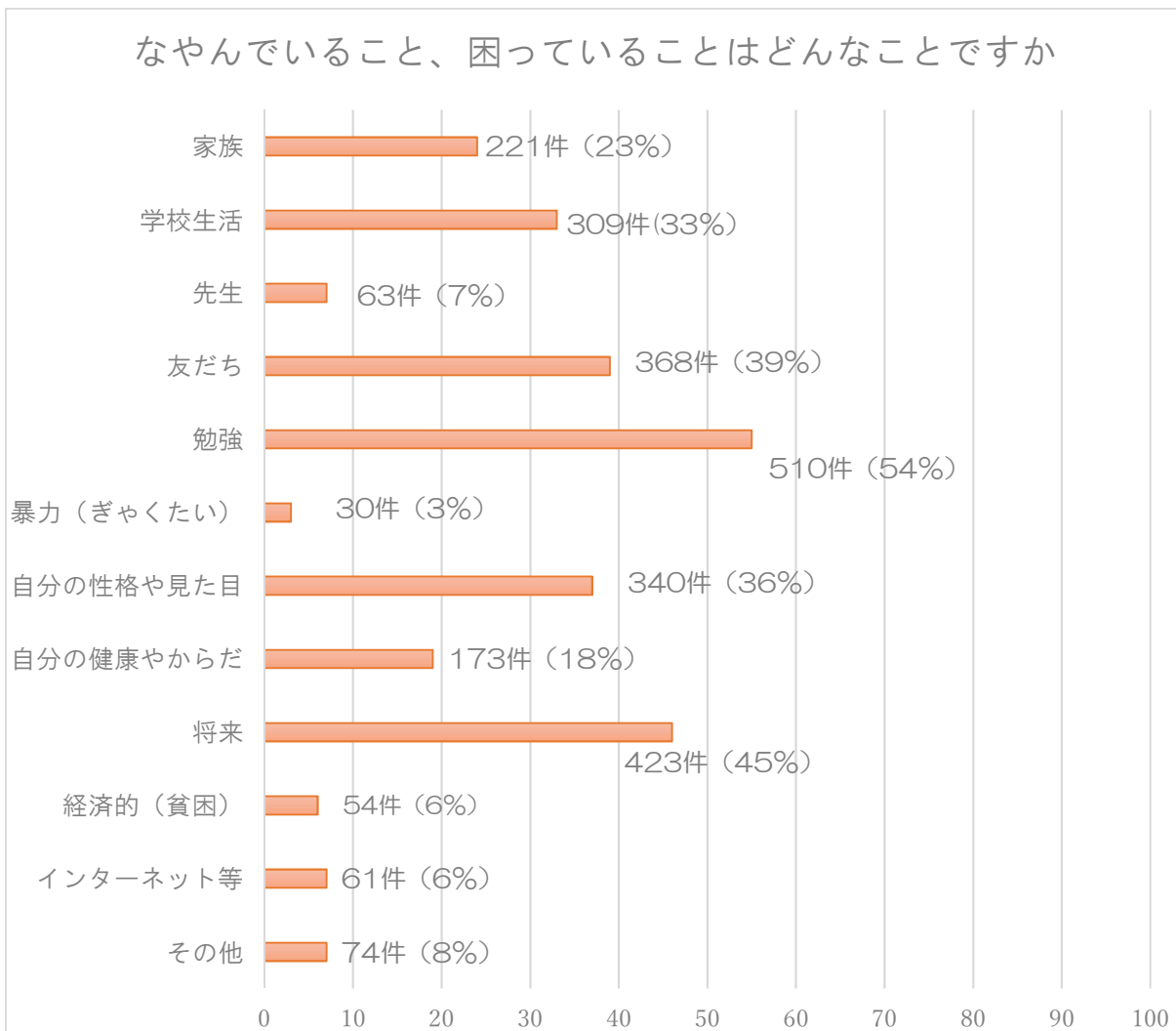
問5-1 「ある」と答えた方にお聞きします。それはどんなことですか。(いくつでも可)

〈 選択肢 〉

- 家族のこと                       学校生活のこと                       先生のこと                       友だちのこと
- 勉強のこと                       暴力（ぎゃくたいなど）のこと
- 自分の性格や見た目のこと                       自分の健康やからだのこと
- 将来のこと                       経済的（貧困）なこと
- インターネット、メール、SNS（LINEやツイッターなど）のこと                       その他

《 回答結果 》

回答人数：943名



## 【 その他の回答 】

- ・部活動に関すること
- ・進路、受験、宿題に関すること
- ・他人と比べてしまうこと
- ・すぐに不機嫌になってしまうこと
- ・前触れもなく、突然気分が落ち込んでしまうこと
- ・嫌な想像ばかりしてしまうこと
- ・今後上手くやっていけるか心配であること
- ・周りから見て、自分はどう思われているか
- ・性別に関すること、ジェンダーに関すること
- ・恋愛に関すること
- ・趣味に関すること
- ・学校で1人になれる場所がないか探していること
- ・携帯が持てず、周りとの連絡手段がないこと
- ・上下関係
- ・何をしても平凡な力しか出せず、1番のものがないこと
- ・円安であることなど、今の日本の現状
- ・何に悩んでいるのかが分からないこと
- ・言葉では言い表せないモヤモヤがある
- ・言いたくない

6. 相談できる相手の有無

問6 あなたには、なやみごとや困りごとを相談できる人がいますか。

〈 選択肢 〉

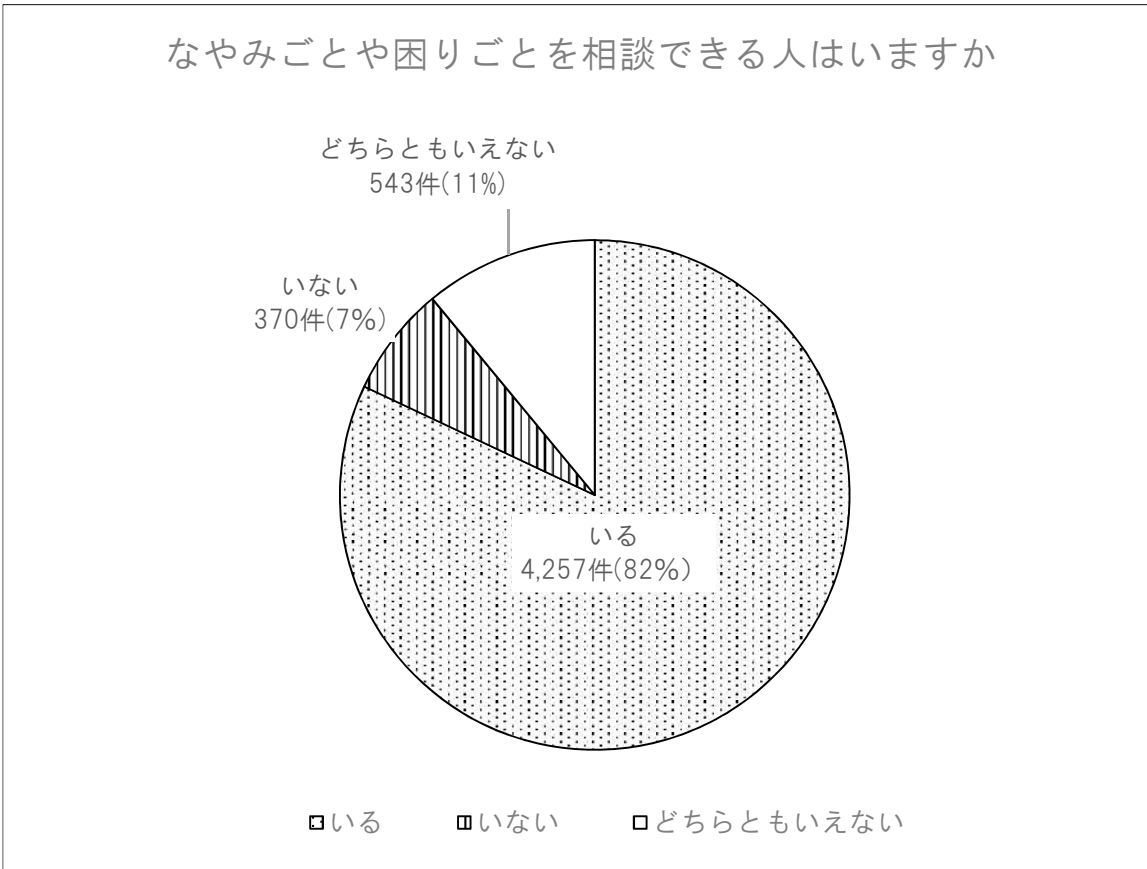
いる

いない

どちらともいえない

《 回答結果 》

回答件数：5, 170件



6 (1) 相談できる人はだれか

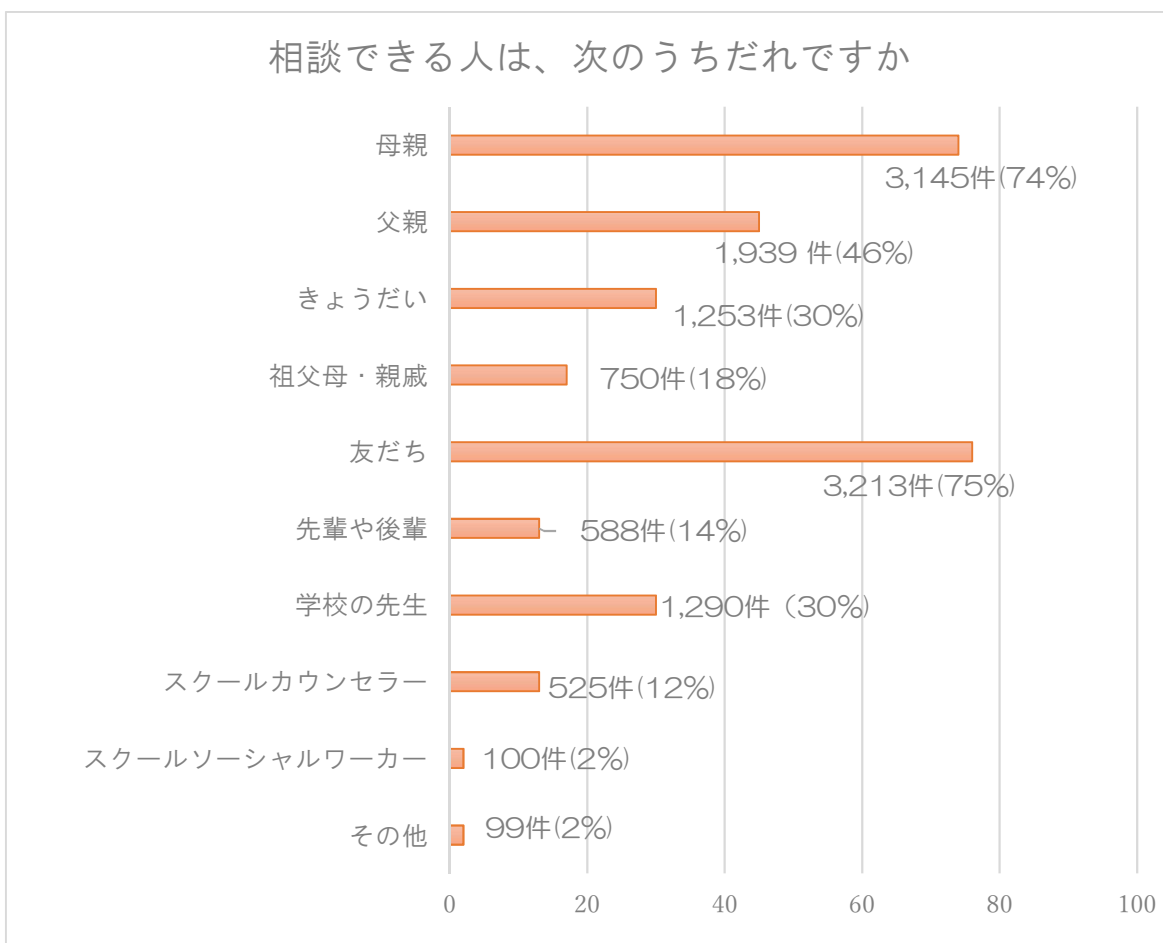
問 6-1 相談できる人が「いる」と回答した方にお聞きします。  
それは、次のうちだれですか。(いくつでも可)

〈 選択肢 〉

- 母親                       父親                       きょうだい                       祖父母・親戚(しんせき)  
 友だち                       先輩(せんぱい)や後輩(こうはい)                       学校の先生  
 スクールカウンセラー                       スクールソーシャルワーカー                       その他

《 回答結果 》

回答人数：4, 257名



【 その他の回答 】

- ・クラブチームの先生                      ・塾の先生                      ・習い事の先生
- ・身の回りの人全員                      ・自分                      ・愛犬
- ・子ども総合センターの人                      ・病院、精神科の先生
- ・ネットやオンラインゲームの友達(※)                      ・親友(※)

※ … 友だちの選択肢はあるが、この2つについてはその他の回答として捉える。



(2) 相談先で知っているところについて

問 6-2 相談できる人が「いない」または「どちらともいえない」と回答した方へ  
相談機関のうち、相談先として知っているところは次のうちどこですか。

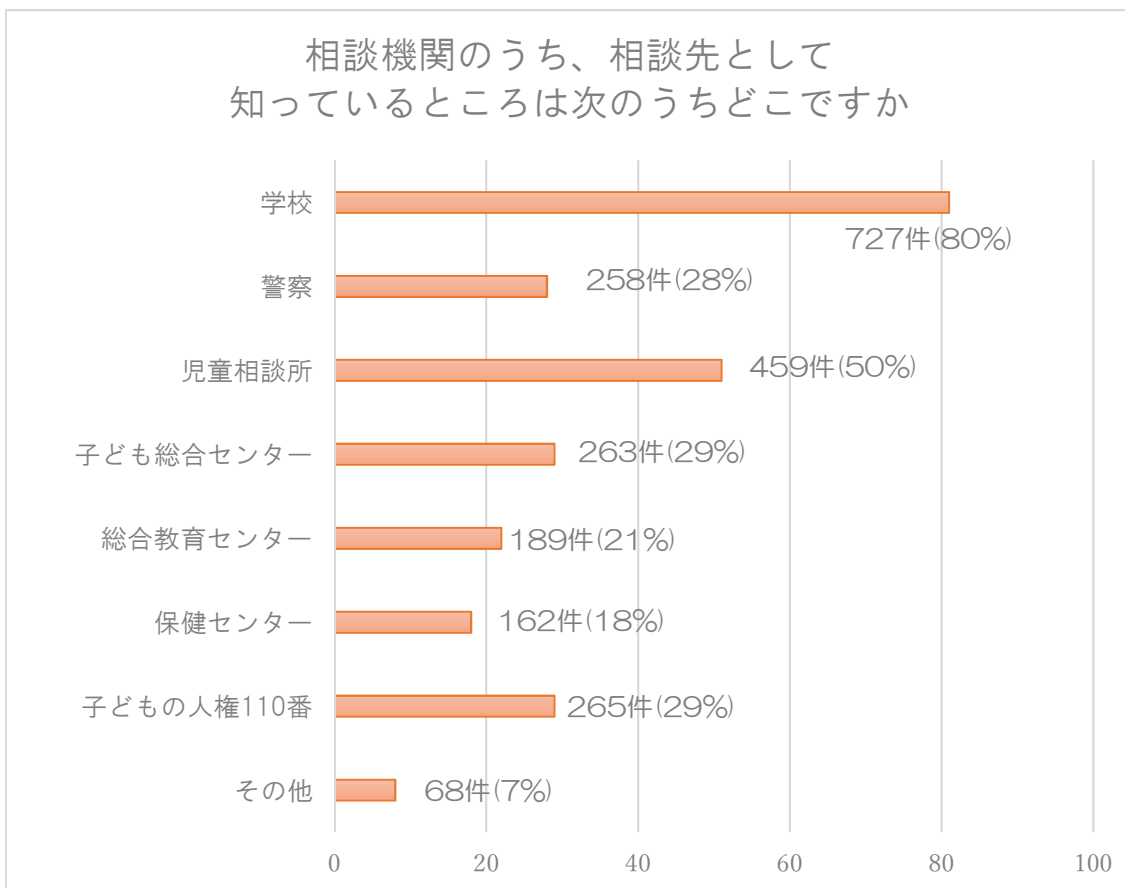
(いくつでも可)

〈 選択肢 〉

- 学校
- 警察
- 児童相談所
- 子ども総合センター
- 総合教育センター
- 保健センター
- 子どもの人権110番
- その他 ( )

《 回答結果 》

回答人数：913名



【 その他の回答 】

- ・ 電話やメールで相談できるもの
- ・ 相談しづらいのでしていない
- ・ 知らない
- ・ ない、いない

## 7. 相談しやすい手段について

問7 自分がだれかに相談する際、どの手段が特に相談しやすいですか。

(いずれかひとつ)

〈 選択肢 〉

面談

電話

手紙

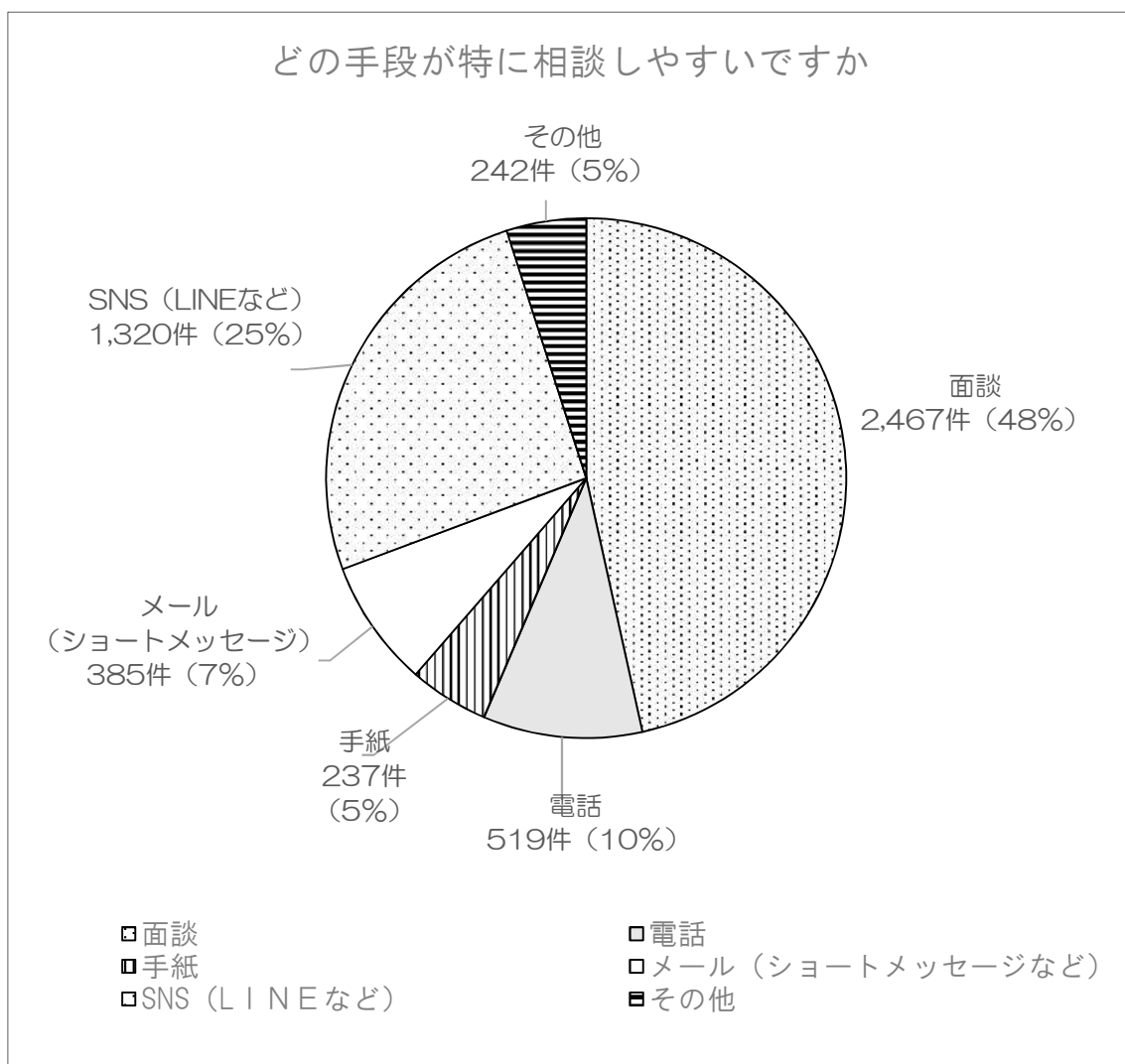
メール(ショートメッセージ)

SNS(LINEなど)

その他

《 回答結果 》

回答件数：5,170件



【 その他の回答 】

- ・直接話す
- ・普段の会話の中で何気なく話す (複数回答)



## 子どもの権利アンケート（大人向け）結果報告書

- 【目 的】 子どもの権利を守る仕組みづくりを検討するにあたり、大人の意見を聴くため、実施したもの
- 【対 象 者】 区民モニター 区内在住の18歳以上の区民モニター調査員  
保護者アンケート 0歳から18歳の子がいる保護者
- 【実施期間】 区民モニター 令和4年6月2日（木）から24日（金）  
保護者アンケート 令和4年10月11日（火）から28日（金）
- 【回 答 数】 268件（内訳：区民モニター190件、保護者アンケート78件）

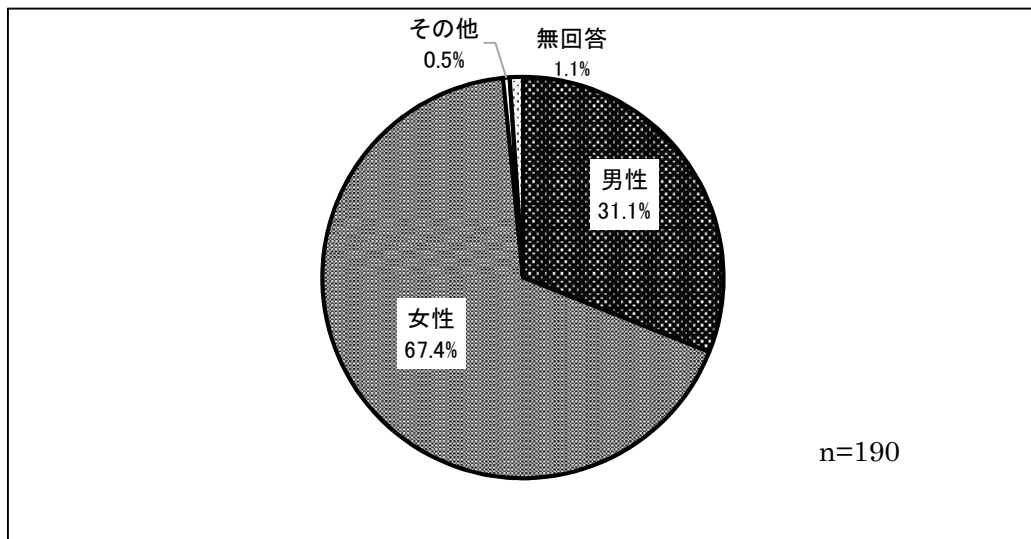
### 〈 設問一覧 〉

回答者の属性	P 16
1. 子どもの権利 認知度について	P 17
2. 子どもの権利条約のイメージについて	P 18
3. 区が特に力を入れて守っていくべき権利について	P 19
4. 権利の尊重について	P 20
5. 子どもの権利を知っておいてほしい人について	P 21
6. 子どもが相談しやすい人について	P 22
7. 相談方法について	P 23
8. 知っている相談先について	P 24
9. 取組推進のために重要なこと	P 25
10. 区民向けの効果的な周知方法について	P 26

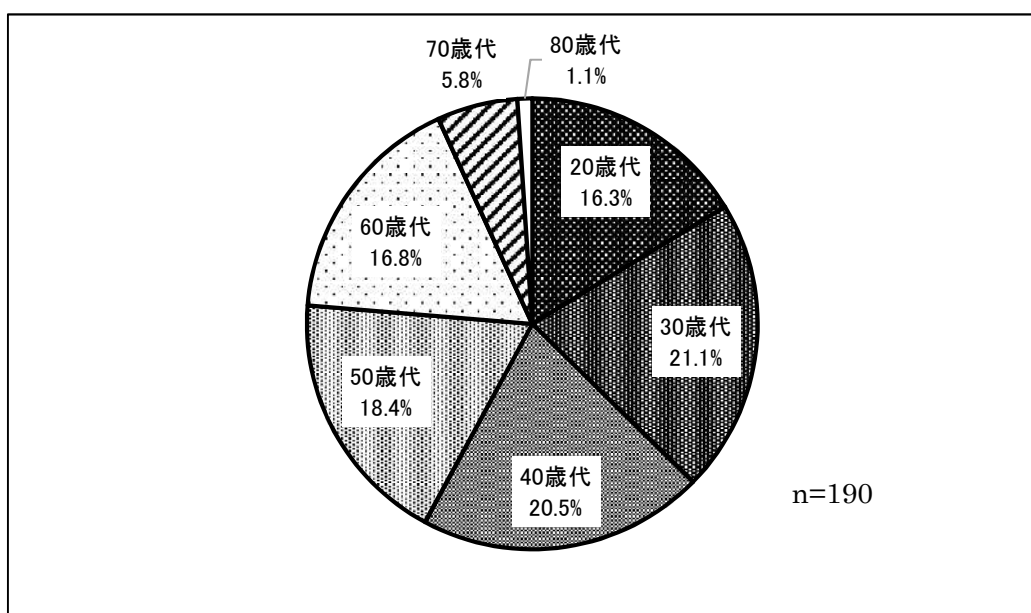
《 回答者の属性 》

1. 区民モニター（回答人数：190名）

(1) 性別



(2) 年齢層



2. 保護者向けアンケート（回答人数：78名）

区内の子ども未来プラザ・児童館にて、アンケートの協力依頼のチラシを配布。実施期間中に、子ども未来プラザ・児童館を利用した保護者から回答を得た。保護者向けアンケートは性別・年齢は問わずに実施した。

## 1. 子どもの権利 認知度について

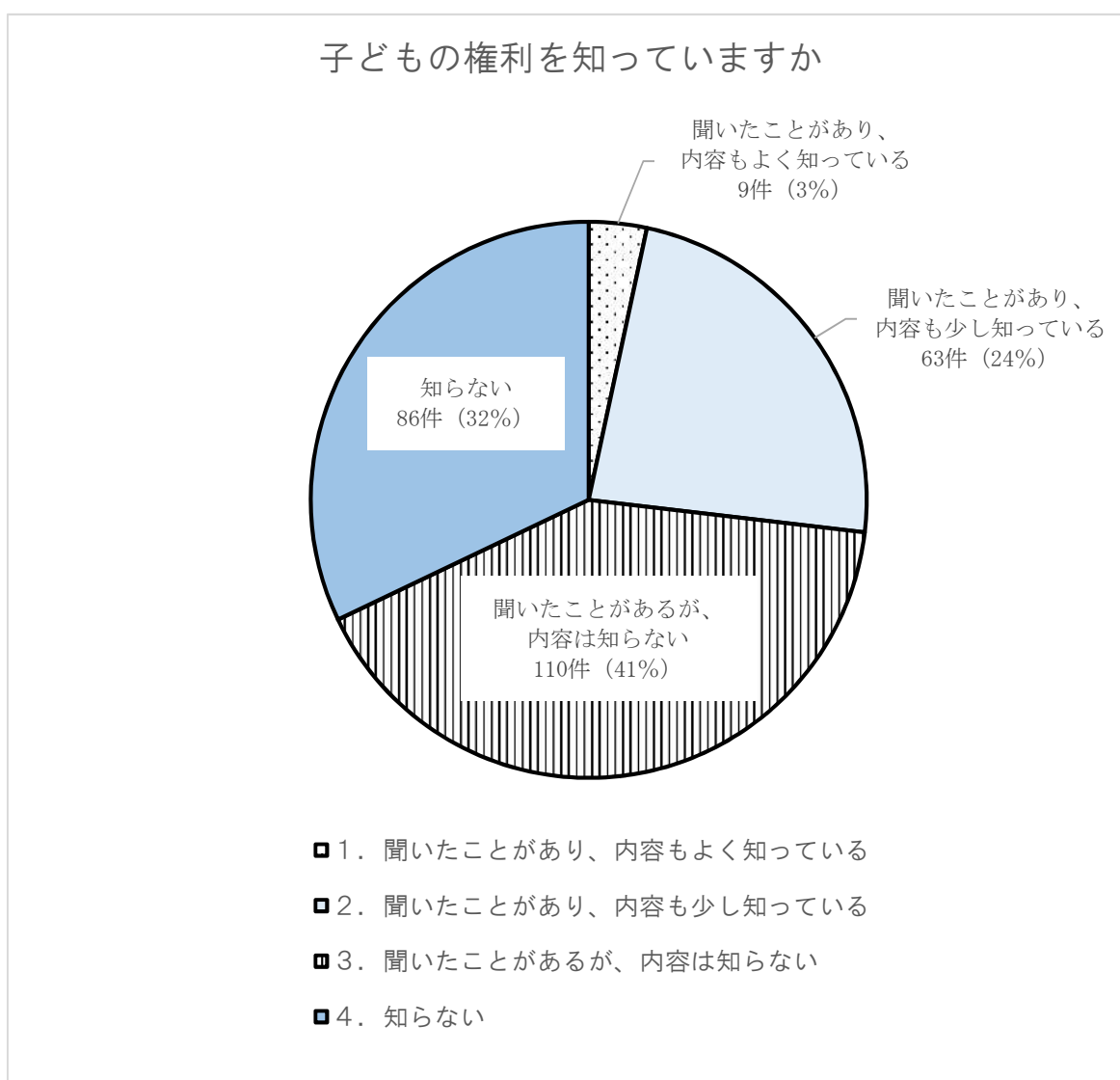
問1 子どもの権利条約を知っていますか？（○は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 聞いたことがあります、内容もよく知っている
2. 聞いたことがあります、内容も少し知っている
3. 聞いたことがあるが、内容は知らない
4. 知らない

《 回答結果 》

回答件数：268件



2. 子どもの権利条約のイメージについて

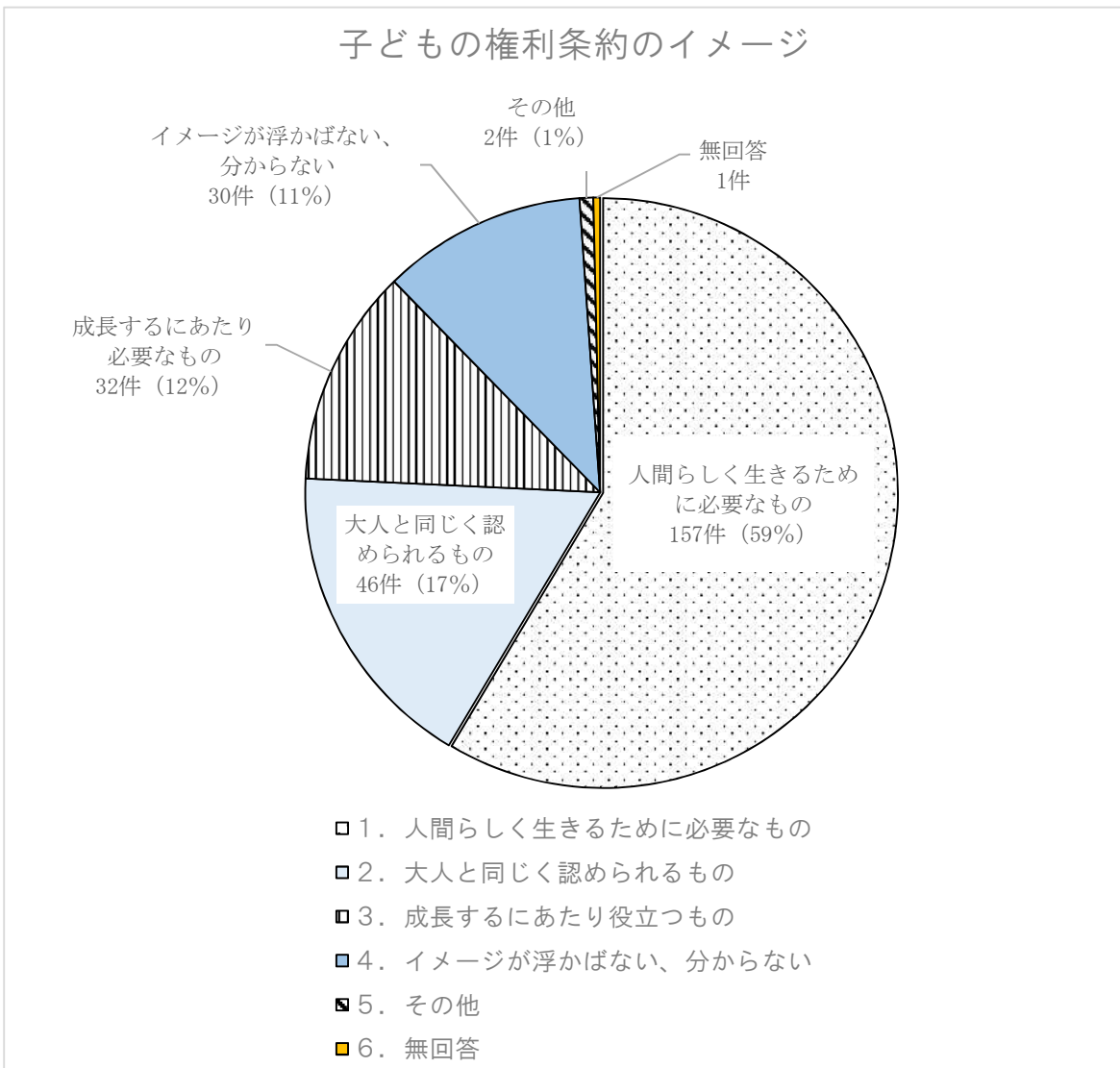
問2 子どもの権利条約と聞いて、思い浮かべるイメージを教えてください。(〇は1つ)

〈 選択肢 〉

1. 人間らしく生きるために必要なもの
2. 大人と同じく認められるもの
3. 成長するにあたり役立つもの
4. イメージが浮かばない、わからない
5. その他

《 回答結果 》

回答件数：268件



【 その他の回答 】

- ・衣、食、住を全ての子どもに
- ・保証されるべきもの

### 3. 区が特に力を入れて守っていきべき権利について

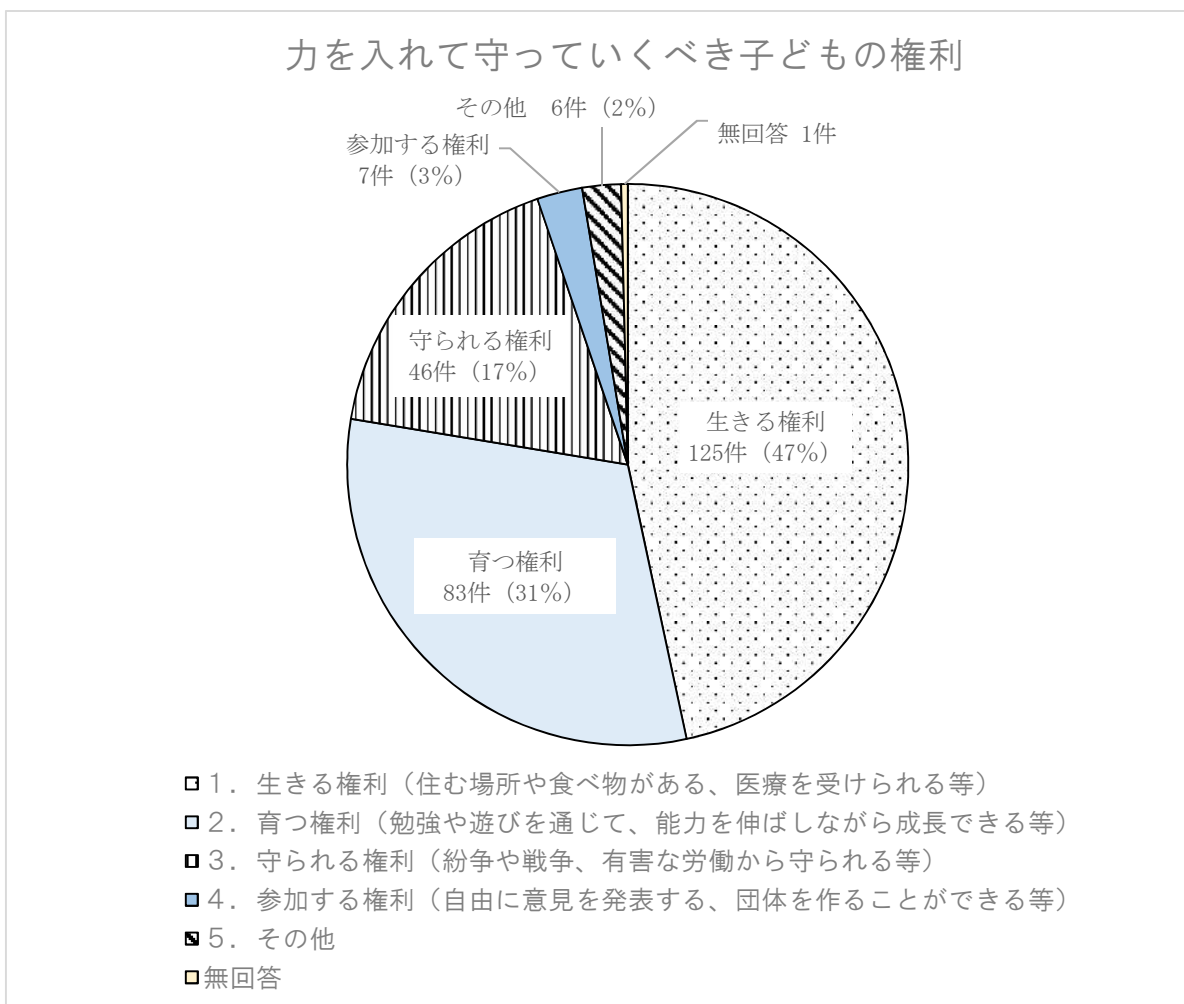
問3 子どもの権利条約では、子どもの権利を大きく分けて4つ挙げていますが、区が特に守っていきべき子どもの権利はどれだと思いますか？（〇は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 生きる権利（住む場所や食べ物がある、医療を受けられる等）
2. 育つ権利（勉強や遊びを通じて、能力を伸ばしながら成長できる等）
3. 守られる権利（紛争や暴力、有害な労働から守られる等）
4. 参加する権利（自由に意見を発表する、団体を作ることができる等）
5. その他

《 回答結果 》

回答件数：268件



#### 【 その他の回答 】

- ・ 不登校、生活リズムを保てない子、ひとり親家族での子の生活維持などを守る権利
- ・ 人間として成長し、自分の家族を持つ権利
- ・ 1つを選ぶのは難しい（複数回答）



#### 4. 権利の尊重について

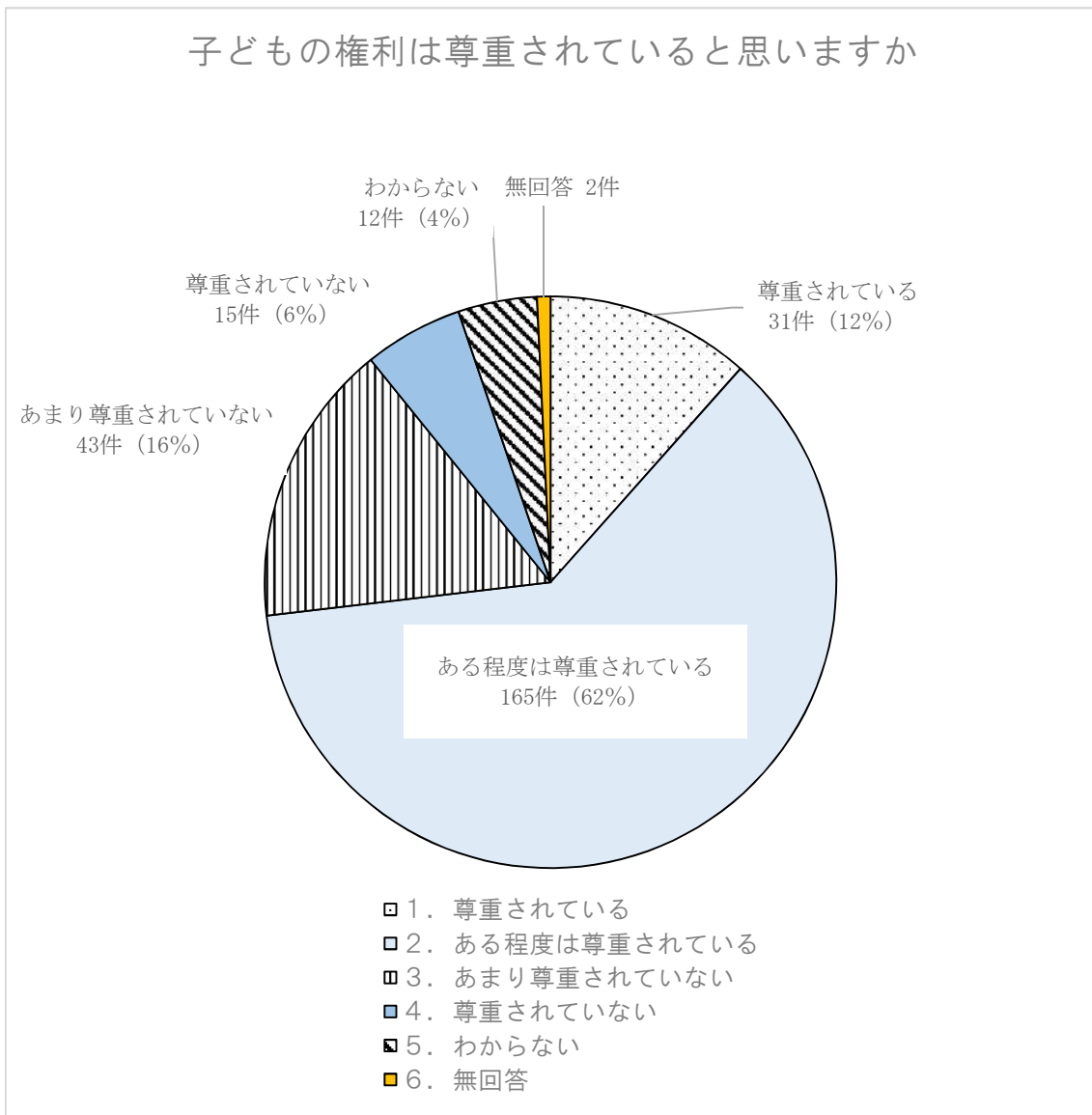
問4 普段、子どもの権利は尊重されていると思いますか？（○は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 尊重されている
2. ある程度は尊重されている
3. あまり尊重されていない
4. 尊重されていない
5. わからない

《 回答結果 》

回答件数：268件



5. 子どもの権利条約を知っておいてほしい人について

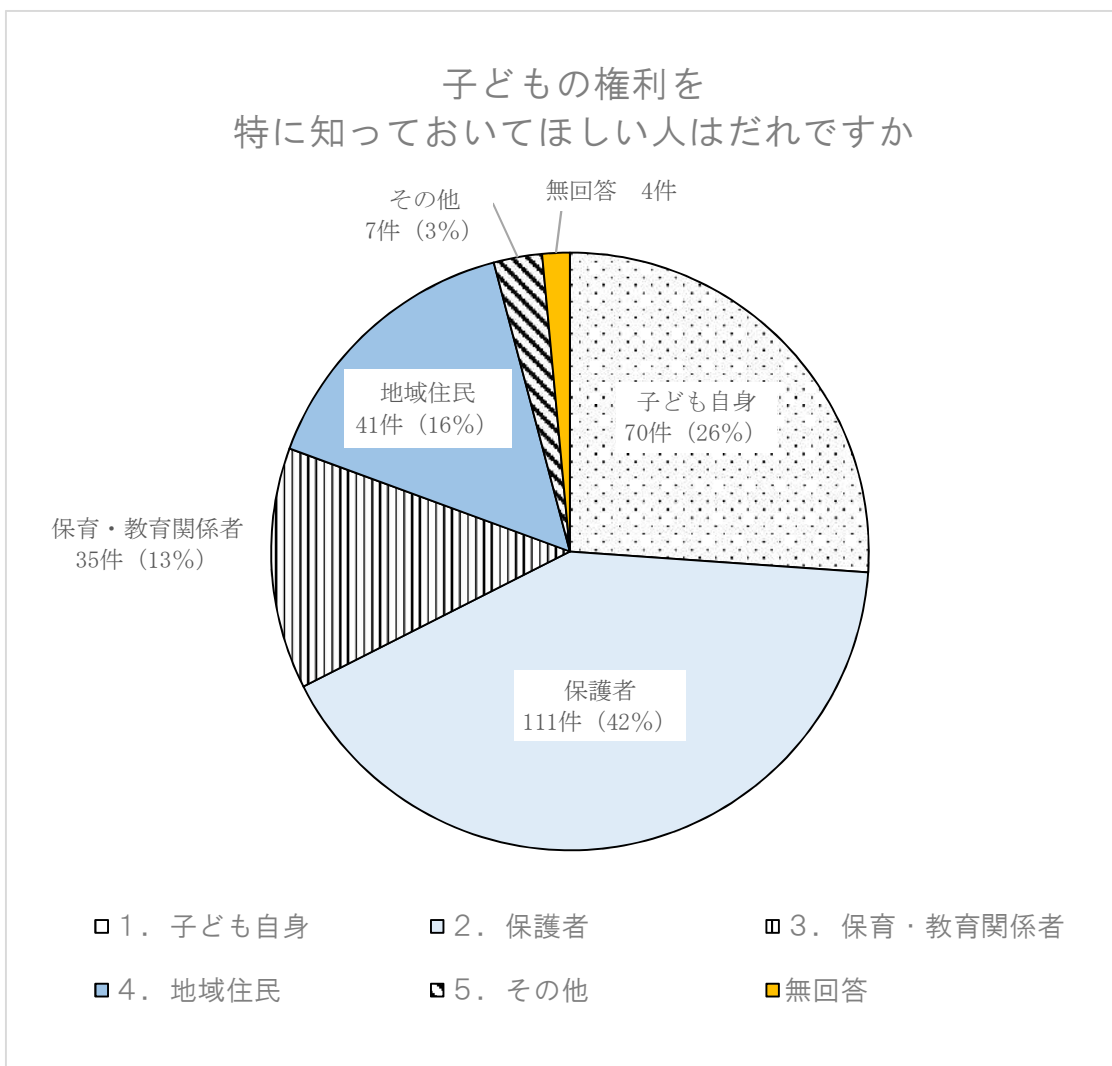
問5 子どもの権利について、特に知っておいてほしい人はだれですか？（○は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 子ども自身
2. 保護者
3. 保育・教育関係者
4. 地域住民
5. その他

《 回答結果 》

回答件数：268件



【 その他の回答 】

- ・子どもに関わる人
- ・政治家
- ・全員（複数回答）

6. 子どもが相談しやすい人について

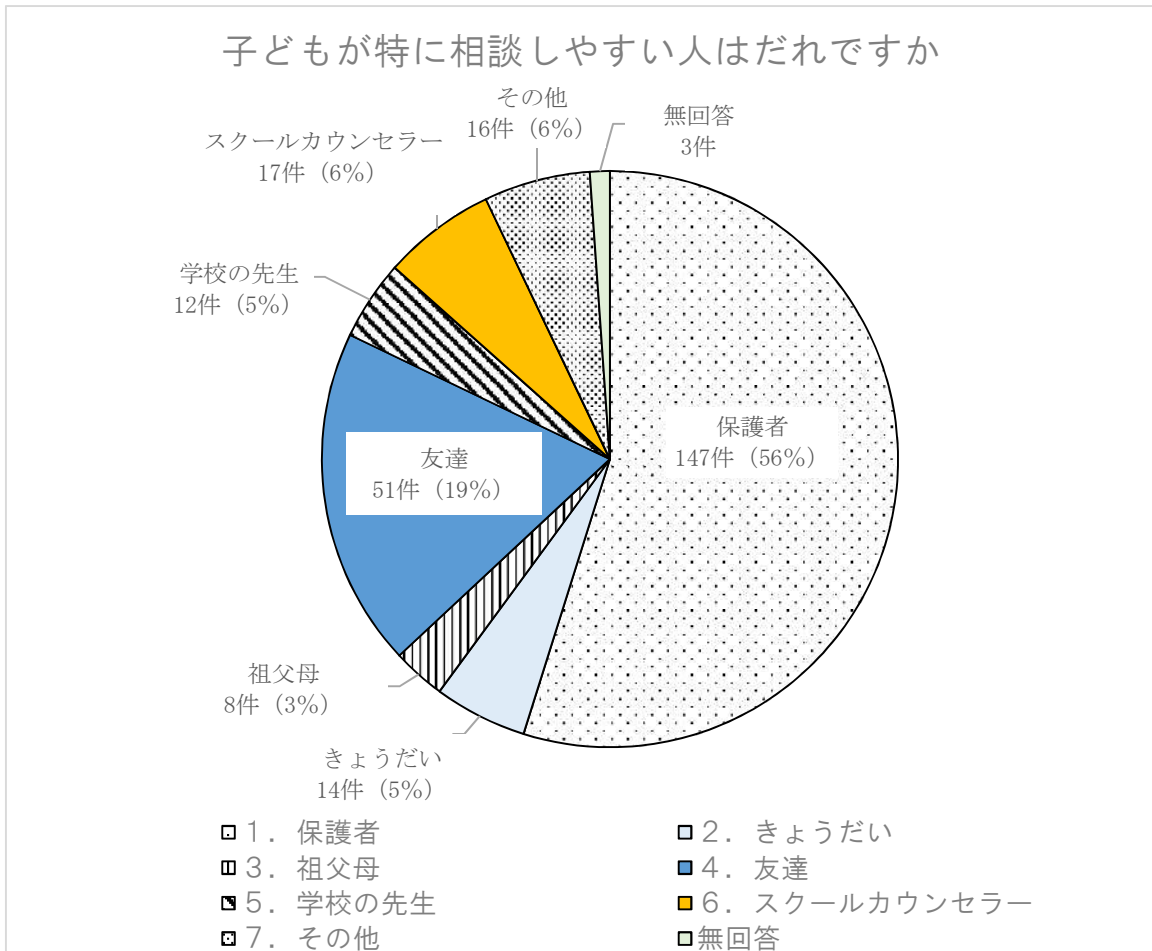
問6 子どもが特に相談しやすいと思うのは、次のうちどれですか？（〇は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 保護者
2. きょうだい
3. 祖父母
4. 友達
5. 学校の先生
6. スクールカウンセラー
7. その他

《 回答結果 》

回答件数：268件



【 その他の回答 】

- ・ 対面、WEB、電話などの相談窓口
- ・ 第三者による積極的な介入が必要
- ・ 学校とは別のカウンセラー
- ・ 塾の先生や習い事の先生など

## 7. 相談方法について

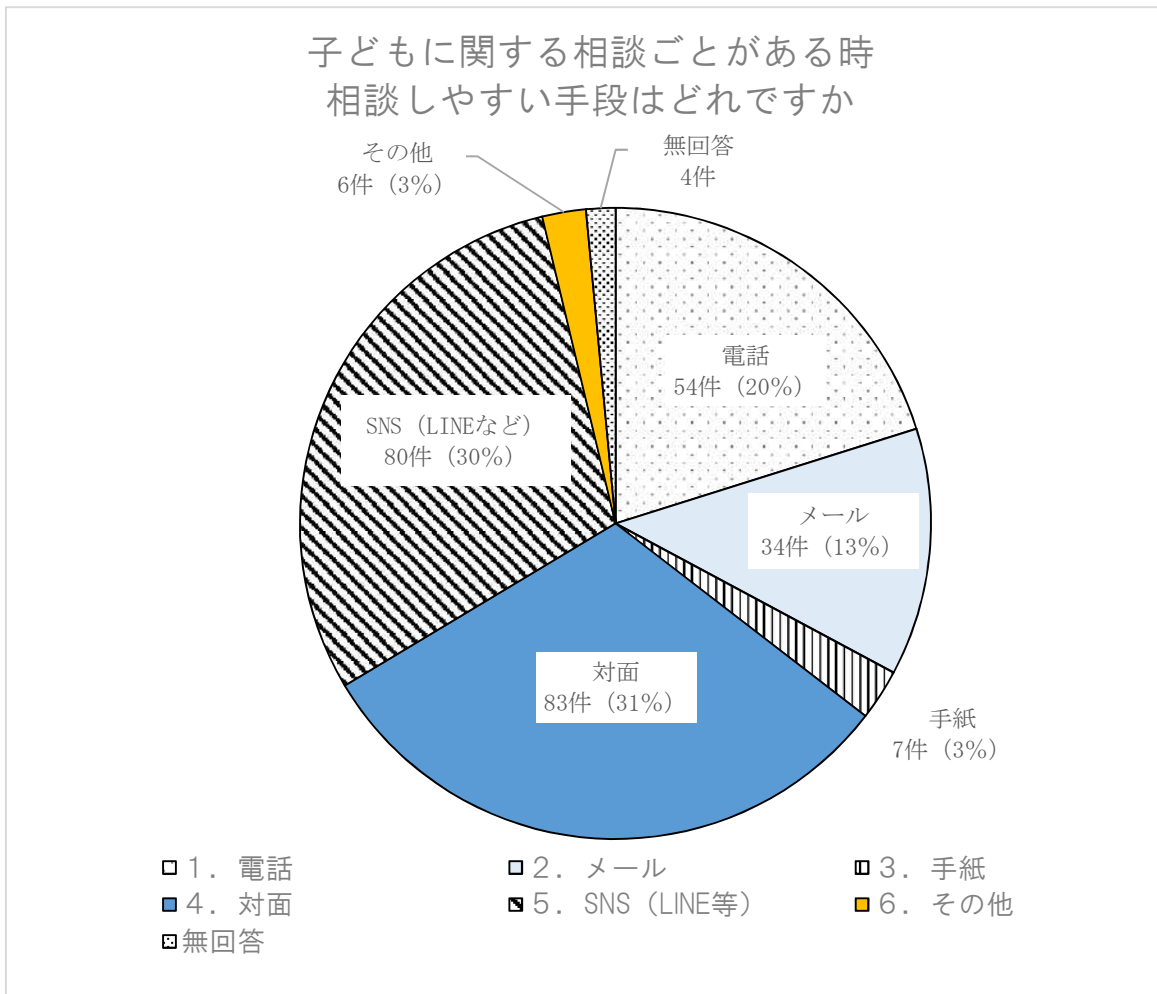
問7 自分の子ども、他人の子どもにかかわらず、子どもに関する事で相談ごとがある時、その手段が特に相談しやすいと思いますか？（〇は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 電話
2. メール
3. 手紙
4. 対面
5. SNS（LINE等）
6. その他

《 回答結果 》

回答件数：268件



【 その他の回答 】

- ・メールで概要説明し、その後電話等に対応
- ・年齢によると思う（複数回答）

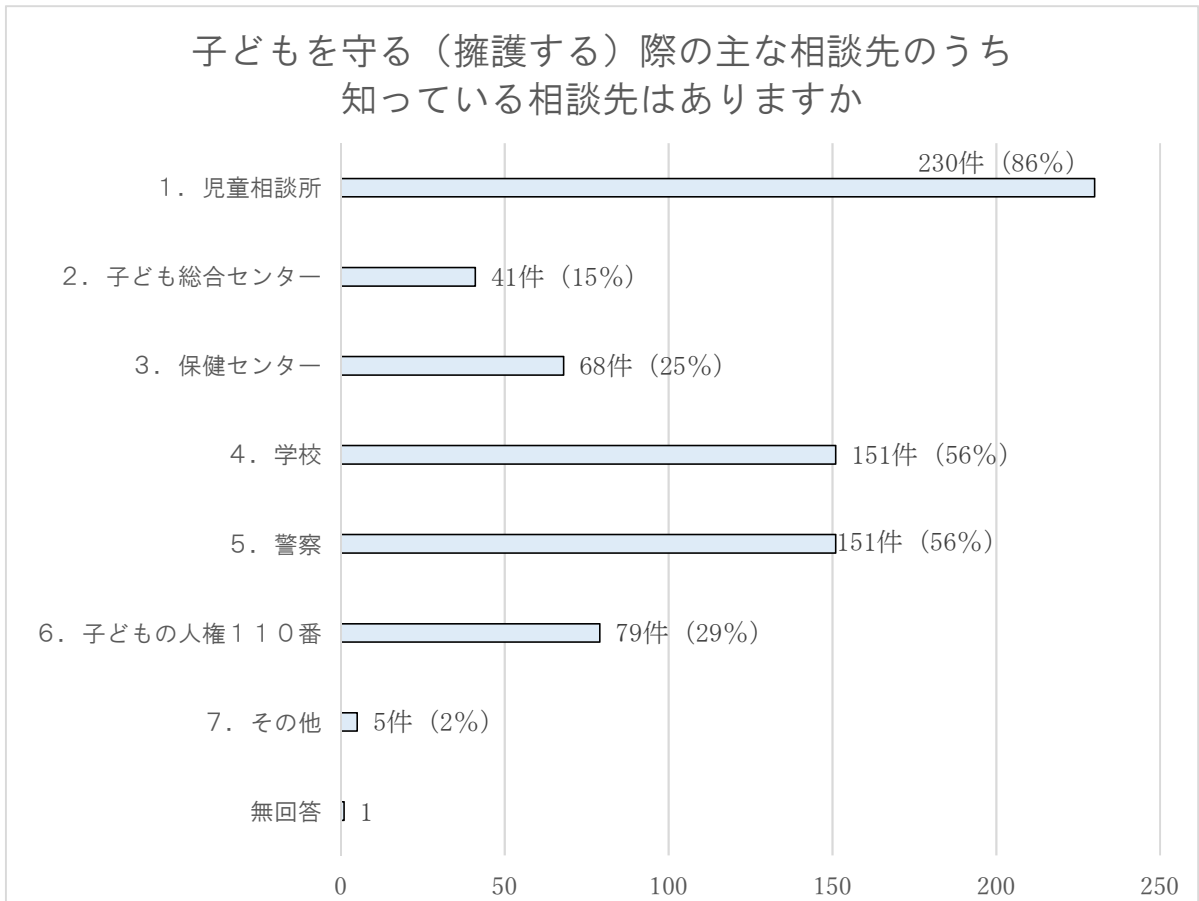
8. 知っている相談先について

問8 「いじめ」「体罰」「虐待」など、子どもの権利を侵害するものから子どもを守る（擁護する）際の主な相談先のうち、知っている相談先はありますか？  
(いくつでも可)

〈 選択肢 〉

1. 児童相談所
2. 子ども総合センター
3. 保健センター
4. 学校
5. 警察
6. 子どもの人権110番
7. その他

回答者数：268名



【 その他の回答 】

- ・ 民生委員
- ・ 弁護士（複数回答）

## 9. 取組推進のために重要なこと

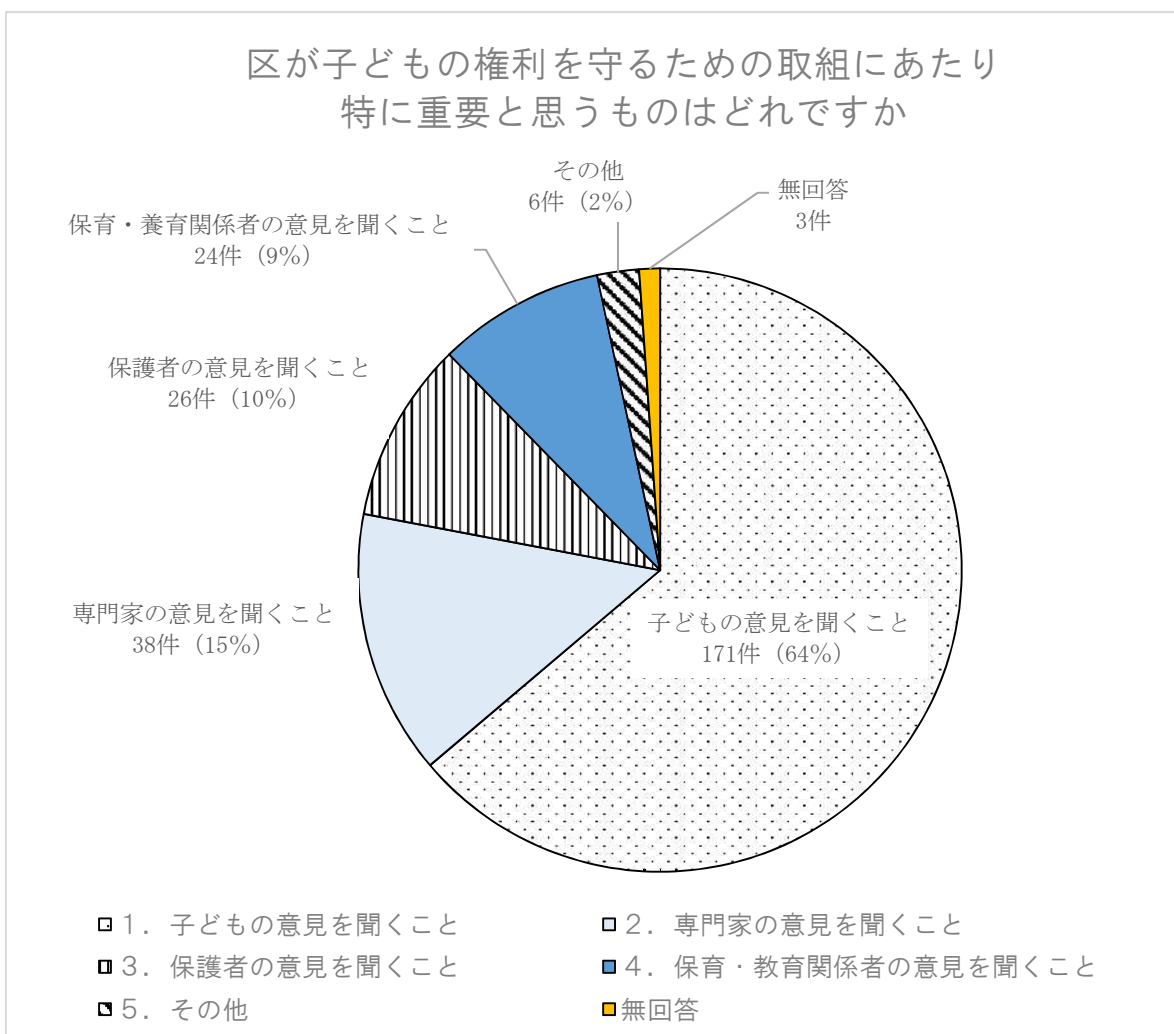
問9 今後、区が子どもの権利を守るための取組を進めていくにあたり、特に重要と思うものはどれですか？（〇は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 子どもの意見を聞くこと
2. 専門家の意見を聞くこと
3. 保護者の意見を聞くこと
4. 保育・教育関係者の意見を聞くこと
5. その他

《 回答結果 》

回答件数：268件



【 その他の回答 】

- ・子ども時代に守ってもらえなかった経験のある大人
- ・すべて重要（複数回答）

## 10. 区民向けの効果的な周知方法について

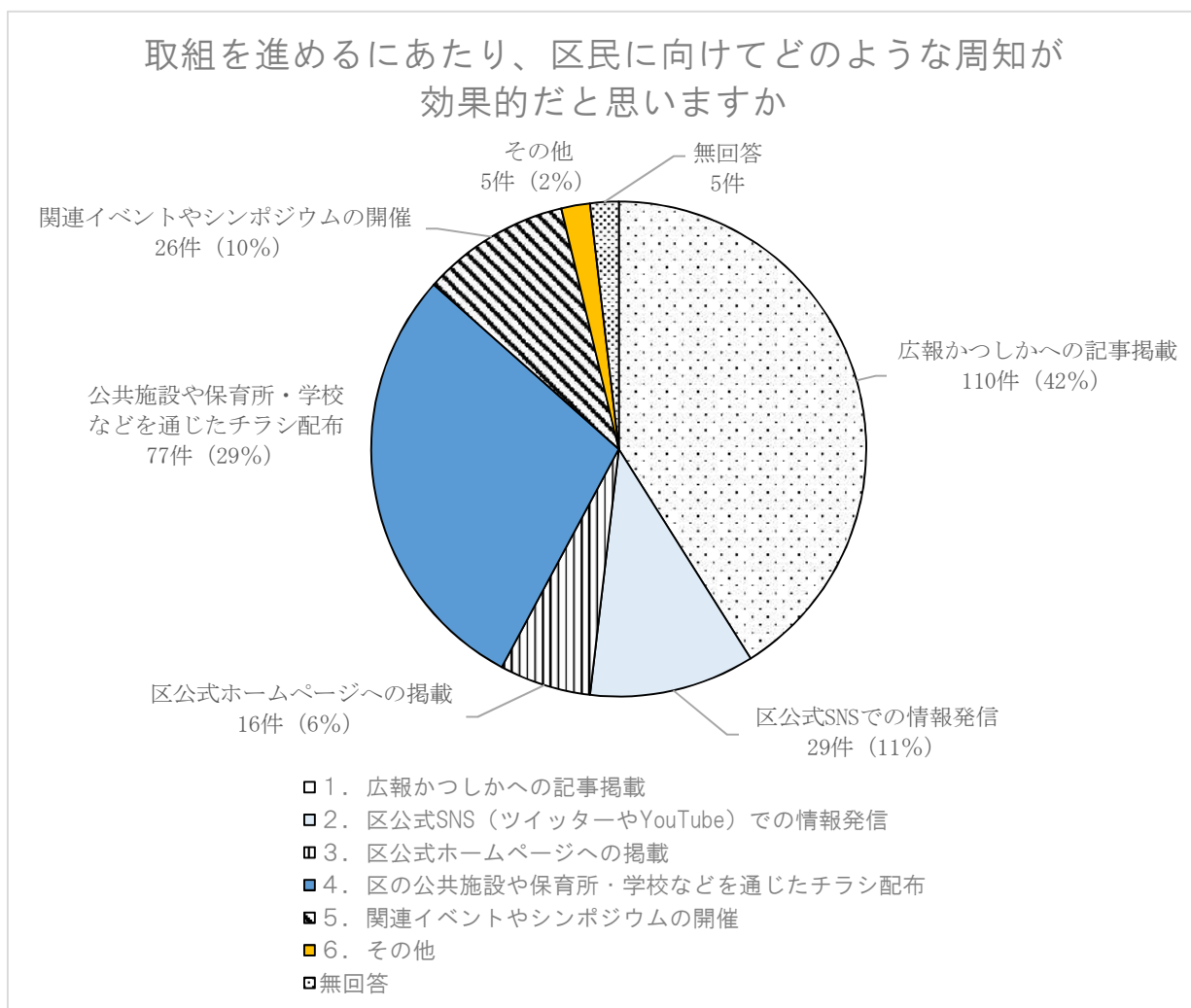
問 10 今後、区が子どもの権利を守るための取組を進めていくにあたり、区民に向けてどのような周知をしていくことが効果的だと思いますか？（○は1つ）

〈 選択肢 〉

1. 広報かつしかへの記事掲載
2. 区公式SNS（ツイッターやYouTube）での情報発信
3. 区公式ホームページへの掲載
4. 区の公共施設や保育所・学校などを通じたチラシ配布
5. 関連イベントやシンポジウムの開催
6. その他

《 回答結果 》

回答件数：268件



【 その他の回答 】

- ・ 専門家が直接学校へ行き、子供たちに知らせるべき
- ・ 全て必要（複数回答）